

国宝・重要文化財等買取要領

昭和46年4月1日

文化庁長官裁定

改正 昭和49年12月11日

昭和50年10月18日

平成21年 7月13日

平成22年 7月29日

平成22年10月20日

(目的)

第1条 この要領は、文化庁における国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財及びこれらに準ずる文化財（東洋及び西洋の美術作品を含む。）（以下「文化財等」という。）の買取事務の適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

(鑑査会議)

第2条 文化庁に鑑査会議を置き、次に掲げる事項を審議する。

一 買取方針案の策定及び改定

二 買取候補文化財等の選定

2 鑑査会議は、次の各号に掲げる4部門について、それぞれ当該各号に定める委員で構成する。

一 美術工芸品部門

文化財鑑査官、伝統文化課長、美術学芸課長、美術学芸課文化財保護調整官及び独立行政法人国立文化財機構の理事長又はこれに代わる者

二 有形民俗文化財部門

文化財鑑査官、伝統文化課長、美術学芸課長、伝統文化課文化財保護調整官及び独立行政法人国立文化財機構の理事長又はこれに代わる者

三 美術作品部門

文化財鑑査官、芸術文化課長、美術学芸課長及び独立行政法人国立美術館の理事長又はこれに代わる者

四 無形文化財資料部門

文化財鑑査官、伝統文化課長、美術学芸課長、伝統文化課文化財保護調整官及び独立行政法人国立美術館の理事長又はこれに代わる者

3 第1項第2号に掲げる事項を審議する場合には、その都度、主任文化財調査官、文化財調査官又は芸術文化調査官のうち買取候補文化財等に係る分野を担当する者及び独立行政法人国立文化財機構又は独立行政法人国立美術館の職員のうち買取候補文化財等に係る分野を専門とする者を委員として加えるものとする。

4 鑑査会議には、必要に応じて臨時委員を置くことができる。

5 鑑査会議の委員及び臨時委員は、文化庁長官が指名し、又は委嘱する。

6 鑑査会議の議長は、文化財鑑査官とする。

7 鑑査会議は、文化庁長官がこれを召集する。

8 鑑査会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

9 議事は出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

(買取協議員及び評価員)

- 第3条 文化庁長官は、文化財等を買取ろうとするときは、その都度、物件ごとに5人以上の買取協議員を、学識経験者の中から委嘱して、その意見を聞くものとする。
- 2 買取協議員は、合同して、文化財等の買取りの可否その他買取りに関する事項を調査審議し、それぞれ買取りについての意見を、文書で、文化庁長官に報告するものとする。
 - 3 文化庁長官は、文化財等を買取ろうとするときは、その都度、評価員を委嘱して、その評価を求めるものとする。ただし、定価のあるものを買取る場合その他特別の事情がある場合については、この限りでない。
 - 4 評価員の数は、物件ごとに、5人以上委嘱するものとする。ただし、当該物件につき5人以上の評価員を得難い事情があるときは、3人以上とすることができるものとする。
 - 5 評価員は、個々に独立して、買取ろうとする物件の価格評価を行い、評価の結果を、文書で、文化庁長官に報告するものとする。
 - 6 買取協議員及び評価員は、買取ろうとする物件について利害関係のない者のうちから、選ぶものとする。
 - 7 買取協議員は、評価員を兼ねることができない。
 - 8 文化庁長官は、買取ろうとする物件に関する情報を事前に買取協議員及び評価員に提供しないものとする。

(買取価格の決定)

- 第4条 文化庁長官は、申出価格又は評価員による評価の結果を基礎として、買取価格を決定するものとする。

(買取物件の公表)

- 第5条 文化庁長官は、会計年度終了後、買取った文化財等に関する情報を公表するものとする。

(買取協議員及び評価員の氏名公表)

- 第6条 文化庁長官は、会計年度終了後、買取協議員及び評価員の氏名を公表するものとする。

(庶務)

- 第7条 買取りに関する事務は、文化財部美術学芸課が文化庁の関係各課と協力して処理する。

附 則

(施行期日)

本要領は、平成22年10月20日から施行する。